

区画整理課からのお願い

区画整理地区内で次のようなことがありましたら各種届出書類の提出をお願いします。
(ex.本人、建築士、行政書士など)

所有者の変更があった場合は、『所有権移転届』

ex.売買、相続などで土地の名義が変更した場合は、法務局で登記を変更した後に、提出してください。

※清算金の徴収・交付が発生する場合は、新所有者が権利義務を負うことになります。

分筆をする場合は、『仮換地変更願』

ex.仮換地(従前地)を分筆する場合など、仮換地、従前地の形状を変更する場合は、提出してください。

建物や工作物等を建てる場合は、『土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書』

ex.仮換地に建物を建築する場合や看板やブロック塀など移転が容易ではないものを築造する場合は、提出してください。

◎円滑に区画整理事業を進めるために、該当する場合は、区画整理課に届出をしてくださいますようお願いいたします。

清算金について

重要

「仮換地指定面積」と「権利面積」との比較をして過不足があった場合、清算金で調整します。
「仮換地指定面積」が「権利面積」より多い場合を「**過渡し**」、「権利面積」より少ない場合を「**不足渡し**」と言います。

過渡しもしくは不足渡し面積が生じる場合は、仮換地指定通知同封明細表に記入されています。

換地処分前に仮換地を再度測量し、「仮換地指定面積」と「権利面積」を比較して、過不足がある場合も清算金で調整をします。

過渡しの場合…清算金を区画整理課へ納めていただきます。

不足渡しの場合…清算金を区画整理課からお支払いします。



現地事務所で相談受付中

開設日時:毎週月曜日と水曜日(祝日を除く)

午後1時から5時まで

冬季(11月～3月)は午後4時までです。

住所:安城市桜井町貝戸尻28番地

電話:99-4361

問い合わせ・資料請求先

安城市役所都市整備部
区画整理課

TEL 76-1111(代表)

TEL 71-2246(直通)

市民とともに育む

環境首都

安城

やればできる! ごみ減量20%



古紙を配合した再生紙と環境に優しい大豆油インキを使用しています。

SAKURAI

あたらしい桜井



エコタウン桜井(旧城山保育園)の建設工事をしています

あこがれタウン
さくらい

21世紀の安城市の拠点づくり

区画整理ニュース

vol.30 2010.11

安城市

平成22年度主な工事予定箇所

交通規制情報

進入可(南)

進入不可(北)

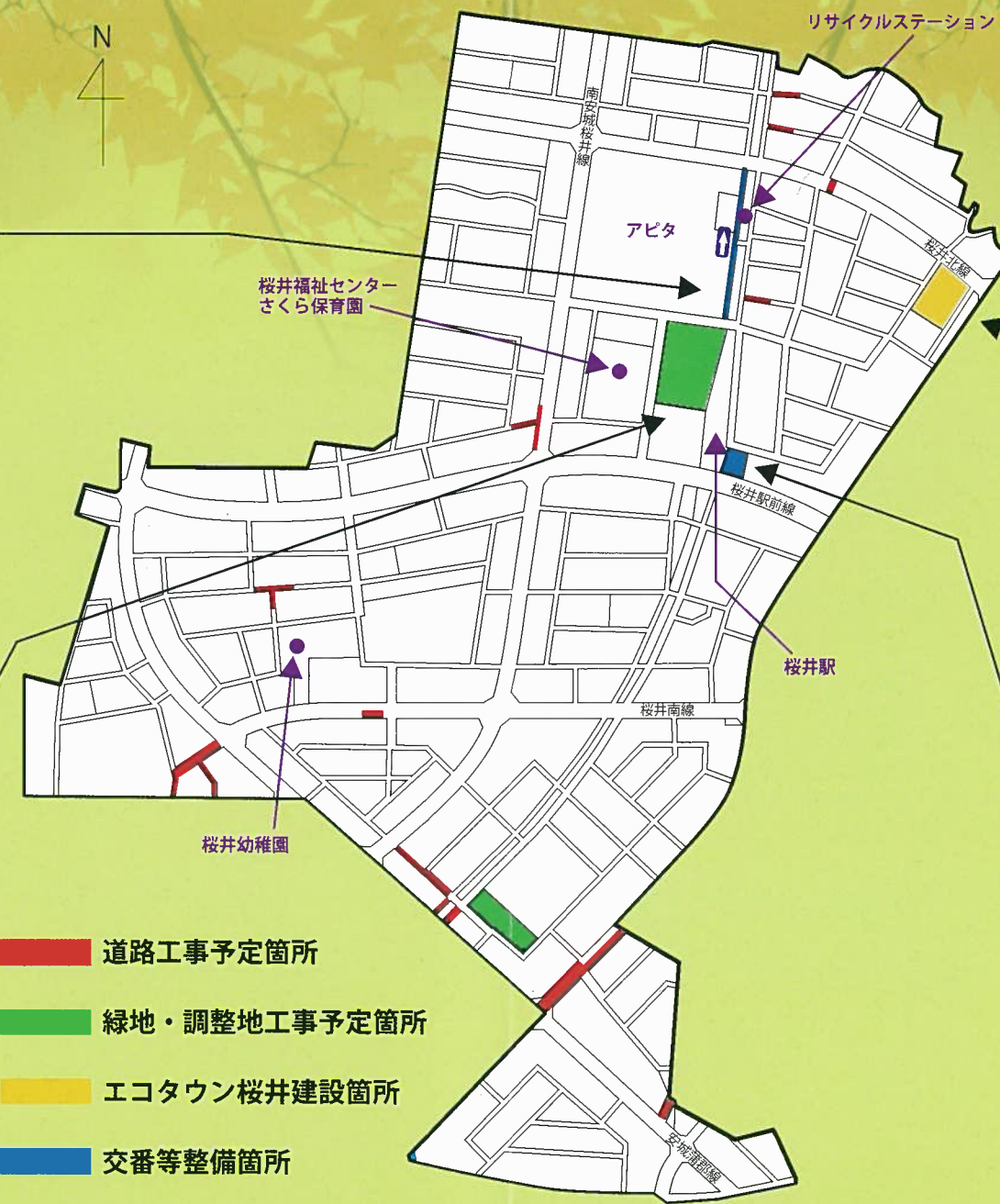


アピタ安城南店と鉄道高架の間の道路が12月中旬以降桜井駅方面から城向公民館方面への一方通行になります。(北進)

1号緑地(完成イメージ)



8,000㎡の敷地内にイベントができる多目的広場をはじめ、遊具、噴水、休憩施設などを配置します。また、地下には集中豪雨により発生する局地的な雨水を一時的に貯留する施設(容量29,300㎡)が設置されています。



エコタウン桜井



現在、城山保育園跡地に「エコタウン桜井」を建設しています。「エコタウン桜井」とは、公募型プロポーザル方式により募った5事業者により建設される環境共生型住宅5棟の総称をいいます。

- ・安全快適な仮移転住宅を提供することで、仮移転に伴う移転者の居住負担を軽減し、区画整理事業の促進を図ります。
- ・環境にやさしい住宅の建設促進を図ります。

今後のスケジュール 12月4日(土)、5日(日)

- ・竣工式・内覧会・完成イベント
- ・環境共生住宅シンポジウム開催予定

桜井交番の移設



工事は交番のみ先行して着工します。交番完成後に、現在の桜井交番(東町)が移転します。2号駅前広場は来年度整備予定です。

桜井交番のあらまし



- ・明治29年 碧海郡桜井町大字東町字屋敷80番地に駐在所が開設される。
- ・昭和5年 現住所において改築。
- ・昭和49年3月 現住所地に新築ブロック造2階建となる。
- ・平成5年 事務室等の改築を実施し、桜井派出所として開所する。

工事計画は変更になる場合があります。周辺の皆様にはご不便をおかけしますが、今後ともご理解・ご協力をお願いいたします。